

知的発達障害部会

【知的発達障害部会とは】

東社協に加盟する都内・都外の知的障害児・者施設・事業所によって組織されている。会員数は300を超え、施設長を中心とした経営研究会と従事者で構成される利用者支援研究会があり、両方で役員会を組織している。

この役員会のもとに、施設種別によって、児童施設分科会・入所施設分科会・通所施設分科会・地域支援分科会及び生活寮・グループホーム等ネットワーク委員会の各分科会活動が行われている。

また、種別横断的な専門委員会としては、広報・研修・人権擁護・本人部会支援の4つの委員会がある。

各部会の代表幹事・委員会の長は原則部会役員となり、役員会に全ての活動が集約できる形となっている。

役員会直属の機関として、施策検討調査研究委員会・不祥事予防対応委員会があり、特別委員会として、本人部会・都外施設特別委員会・福祉マラソン企画実行委員会があり多様・多岐にわたる知的障害者福祉ニーズの検討・それに係わる人材の育成・当事者活動の支援等を行っている。

【提言項目】

東京都におけるあるべき居住支援について

【現状と課題】

国の障害者制度改革推進会議において現在障害者福祉制度全般にわたる改革が論議されている。先般改正障害者基本法の素案が提案されたが、国連の障害者権利条約の批准を前提とした方向性が出されている。障害があっても地域社会を構成する一員として役割があり、権利の主体として存在することに一歩進んだものとなっている。一方、自立支援法では地域移行と就労が基本的な理念となり、東京都においても、平成23年度までの「障害者の就労支援・安心生活基盤整備3か年プラン」によりグループホームの設置促進や通所施設の整備が進められた。しかし、入所施設利用待機者が一向に減らない事実と保護者の高齢化により地域においても居住支援ニーズは極めて高いものがある。また、現在の入所施設利用者も高齢化が著しい。障害をもつ都民の現状は、今後とも入所施設もグループホーム等も必要であり、更なる基盤整備が求められているということである。

【提言内容】

1 「障害者の就労支援・安心生活基盤整備3か年プラン」を継承する新たな基盤整備事業を平成24年度以降も実施し、地域における就労・生活基盤づくりを一層すすめること。

特に、消防法や建築基準法により、重度の方が利用するケアホームは設置しにくくなっているため、緊急整備事業の補助基準額や現行の障害程度区分に応じた東京都単価の見直しと増額が是非とも必要である。

2 現行のグループホーム等家賃助成費を今後とも同額で継続すること

自立支援法が改正され、グループホーム等を利用する方に対して非課税世帯を対象として最高1万円が特定障害者特別給付費として、介護給付費等に上乗せされて給付されることとなった。東京都においては既に区市町村包括補助事業により、低所得者に対して家賃補助が実施されているが、より充実した地域での生活を保障するためには、今後とも同額での家賃補助制度が必要である。